

条件付一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、入札に係る透明性、競争性、公平性を確保するため、工事の規模及び内容によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する者がすべて入札に参加することができる条件付一般競争入札を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札は、原則として、請負対象設計額が2千万円以上の工事について実施する。

2 2千万円未満の工事において、工事の内容等特別な理由があるときは、下松市建設工事等指名審議会（以下「指名審議会」という。）の審議に諮り、条件付一般競争入札を行うことができるものとする。

3 2千万円以上の工事において、工期、工事の内容、隣接工事の状況等特別な理由があるときは、指名審議会に諮り、条件付一般競争入札によらないことができるものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加しようとする者に必要な資格要件として、次の事項を定める。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定への該当の有無
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無
- (3) 下松市建設工事等入札参加資格の有無
- (4) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値又は総合点数
- (5) 建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無
- (6) 当該地域における本店、支店、営業所等の有無（工事の規模、内容による地域限定）
- (7) 下松市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の有無
- (8) 出資比率（共同企業体の場合）
- (9) 当該工事における、他の共同企業体との関係（共同企業体の場合）
- (10) 同種・類似工事の規模及び施工実績の有無
- (11) 当該工事の現場に専任で配置する監理技術者、主任技術者の要件
- (12) その他必要と認める事項

(入札参加資格確認申請に必要な書類)

第4条 入札に参加しようとする者から、次の各号に規定するもののうち必要な書類を提出させるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- (2) 共同企業体競争入札参加資格確認申請書（第1－1号様式）（共同企業体の場合）

- (3) 同種・類似工事の施工実績調書（第2号様式）
- (4) 配置予定技術者届（第3号様式）
- (5) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（第3－1号様式）
- (6) 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類（共同企業体の場合）
- (7) 総合評定値通知書の写し
- (8) 建設業許可通知書の写し
- (9) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書類
- (10) その他必要な書類

（公告）

第5条 条件付一般競争入札の公告の内容を次のとおり定める。

- (1) 入札に付する事項
 - ・ 工事名
 - ・ 工事場所
 - ・ 工事の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積等）
 - ・ 工期
 - ・ 予定価格・最低制限価格
 - ・ その他
- (2) 入札参加資格（第3条の規定により定めた事項）
- (3) 入札契約事項
- (4) 設計図書の閲覧、配布の場所及び日時
- (5) 入札参加資格の確認申請の手続き
- (6) 入札参加資格適合・非適合通知の発送日
- (7) 非適合の理由説明申し出の場所及び日時
- (8) 入札を執行する場所及び日時
- (9) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (10) 入札執行に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 公告の方法

- (1) 公告期間 公告から条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出期限までは、10日（初日及び土日祝日を含む。）以上とする。
- (2) 掲示方法及び情報提供 下松市役所前掲示場に掲示する。掲示を行った情報は、ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行うこととする。

（入札参加資格の確認）

第6条 入札担当課は、提出された入札参加資格確認申請書等の資料の受付確認を行い、審査

した上でその結果を指名審議会に諮るものとする。

- 2 前項の入札参加資格の審査において適合とされた者が、入札時まで非適合となる事由が発生した場合は、その資格について前項の規定を適用し再度確認を行うものとする。

(入札参加資格の確認結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定により確認された入札参加資格の適否について、入札参加資格適合・非適合通知書（第4号様式）により入札参加資格確認申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知後、入札時まで非適合となる事由が発生し、前条第2項の規定により非適合とされた場合は、当該入札参加資格確認申請者に文書により通知するものとする。

(非適合理由の説明)

第8条 市長は、非適合とされた者から非適合理由の説明について要請があった場合は、その理由を説明するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は開催しない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(入札参加者等の公表)

第10条 市長は、当該入札が執行された後、次の各号に規定する項目について速やかに公表するものとする。

- (1) 当該入札に参加しようとした者の名称
- (2) 入札参加資格の確認結果
- (3) 非適合となった理由

- 2 公表は、閲覧方式により下松市役所内で行うものとする。

- 3 公表の期間は、公表の開始日から1年間とする。

(その他)

第11条 入札に参加しようとする者が提出する申請書等の作成に係る費用は、全て申請者の負担とする。

- 2 提出された申請書等は、返却しないものとする。

- 3 提出された申請書等は、条件付一般競争入札の資料としての使用以外に、申請者に無断で使用してはならない。

- 4 申請書等に虚偽の記載をした者は、下松市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。